定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年六月二十四日開催予定の定時株主総会において承認可決されることを条件として、同日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年五月二十九日

大阪市福島区福島一丁目四番二六号

大阪ダイハツ販売株式会社

代表取締役　三宮　清士

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年五月二十九日

大阪府摂津市南別府町一五番四七号

クマリフト株式会社

代表取締役　熊谷　京子

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき代表取締役の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

平成二十六年五月二十九日

熊本県八代市北原町二一九九番地の二

株式会社中村組

代表取締役　中村　法子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年六月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年五月二十九日

鹿児島県薩摩川内市花木町一二番二四号

中越物産株式会社

代表取締役　中馬　泰

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である山口孝司が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年五月二十九日

大阪市西区靱本町一丁目六番一〇号

ワイヤーカードテクノロジースゲーエムベーハー

日本における代表者　山口　孝司

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市中村区大宮三丁目一二番地、最後の住所愛知県津島市大木町字元田二三番地

被相続人　亡　野入　和人

右被相続人は平成二十六年二月二十八日死亡し、その相続人は平成二十六年五月十三日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月二十九日

愛知県江南市古知野町日の出四一番地

相続財産管理人　河合　美和

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市中区松原一丁目一五一三番地、最後の住所愛知県名古屋市北区上飯田北町四丁目七五―四上飯田第二市街地住宅三棟二三九号

被相続人　亡　祖父江文夫

右被相続人は平成二十六年三月二十四日死亡し、その相続人は平成二十六年五月二十日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月二十九日

愛知県春日井市大手町一〇八八番地

相続財産管理人　祖父江幸夫

限定承認公告

本籍大阪市此花区春日出中二丁目一五番、最後の住所大阪市此花区春日出中二丁目一五番一九号

被相続人　亡　鳥生　繁樹

右被相続人は平成二十六年一月二十九日死亡し、その相続人は平成二十六年五月十六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月二十九日

大阪市此花区春日出中二丁目一五番一九号

相続財産管理人　鳥生　悦子

限定承認公告

本籍大阪府大阪市都島区友渕町一丁目五番、最後の住所大阪市都島区友渕町一丁目五番九―五一八号

被相続人　亡　椿本　陽三

右被相続人は平成二十六年二月二十二日死亡し、その相続人は平成二十六年五月十六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月二十九日

大阪市中央区北浜二丁目五番二三号小寺プラザ二階　弁護士法人関西法律特許事務所

相続財産管理人　椿本眞由美

右代理人弁護士　山形　康郎

同　角谷　俊輔

限定承認公告

本籍鳥取県米子市東町九二、最後の住所鳥取県米子市一部五五五

被相続人　亡　和田八重子

右被相続人は平成二十六年二月十二日死亡し、その相続人は平成二十六年四月十八日鳥取家庭裁判所米子支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月二十九日

鳥取県米子市東町二四〇

限定承認者　和田　光代

正　誤

平成二十六年三月三十一日（号外特第六号）公布法律第十号（所得税法等の一部を改正する法律）（印刷誤り）

一六二ページ上段表の中欄中

「国外関連取引に係る第一項に規定する」は「国外関連取引に係る第一項に規定する」の誤り。

二二四ページ上段二行目及び下段一行目の「の地方法人税確定申告書に記載した、又は決定」は「の地方法人税確定申告書に記載した、又は決定」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
同日（同号外特）公布政令第百三十九号（地方法人税法施行令）（印刷誤り）				
三〇七	上	終りから一二く。		く。。
同日（同号外特）公布政令第百四十一号（消費税法施行令の一部を改正する政令）（印刷誤り）				
三〇九	下	六	一般物品」	「一般物品」
同日（同号外特）公布政令第百四十四号（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令）（印刷誤り）				
三一三	上	一四	一時的に	一時に
〃	〃	一八	納付する。	納付する
同日（同号外特）公布政令第百四十五号（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令）（印刷誤り）				
三三八	上	終りから三	三十九条	第三十九条
三五八	下	〃	一五瑕疵	瑕（かし）疵
三六九	〃	欄中5の表上	十八第二号）	十八第二号
〃	〃	〃	十八第三号）	十八第三号
平成二十六年五月十三日法務省告示第二百三十四号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）				
一	四	終りから二	三崎市多摩区宿河原3丁目9番1―307号	埼玉県新座市野火止5丁目18番33―49号
平成二十六年四月三十日（号外第九十六号）叙位・叙勲欄中（原稿誤り）				
六四	三	二一	る。「増田　稔」は死亡により削	
六六	二	終りから一三	る。「乳井　三一」は死亡により削	
〃	四	二一	る。「栗田　孝」は死亡により削	
七三	三	一〇	る。「清水専之丞」は死亡により削	
八四	〃	終りから七	る。「森井　始」は死亡により削	
平成二十六年五月二十一日正誤欄中（印刷誤り）				
三二	四	終りから二	「准看護師」の	「准看護師」の

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月二十九日付第一一七号
府調達第九八号一六ページ

四八ページ●同日付第一一八号六四ページ●同日付政
●三月十四日付衆会第八号六四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）